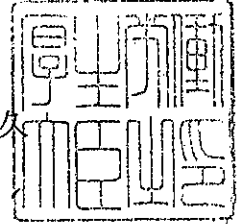


厚生労働省発食安0320第1号
平成26年3月20日

薬事・食品衛生審議会
会長 西島 正弘 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条及び第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1. アスパラギナーゼ（*Aspergillus niger* ASP-72株を用いて生産されたもの）の添加物としての指定の可否について
2. アスパラギナーゼ（*Aspergillus niger* ASP-72株を用いて生産されたもの）の添加物としての使用基準及び成分規格の設定について